

資料2

議題2

運賃協議会について

運賃協議会について

○道路運送法改正の背景

これまで地域公共交通協議会において協議を行っていた一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないよう法改正がありました。

この法改正により、協議運賃の協議は、地域公共交通協議会ではなく、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のほか、構成員を限定した協議会により実施されることとなりました。

また、協議の実施にあたっては、市民等への意見募集など、市民等の意見を反映させるための措置を講じることが必要になりました。

○改正の内容

この道路運送法の改正を受け、八街市地域公共交通協議会の分科会として運賃協議会を設置する。

○改正に基づく対応

・運賃協議会の設置

八街市地域公共交通協議会の分科会として、八街市運賃協議会分科会を設置し、運賃等の協議を行うものとします。

運賃協議会分科会の委員構成案

- (1) 市長が指名する市職員
- (2) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表

道路運送法第9条第4項

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

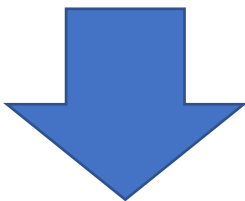
- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事か関係住民の意見を代表する者として指名する者

・住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるための措置の実施

運賃協議会での協議実施に先立ち、一般乗合旅客自動車運送事業者の定めようとする運賃についての周知と意見募集を広報紙、ホームページ等で実施いたします。

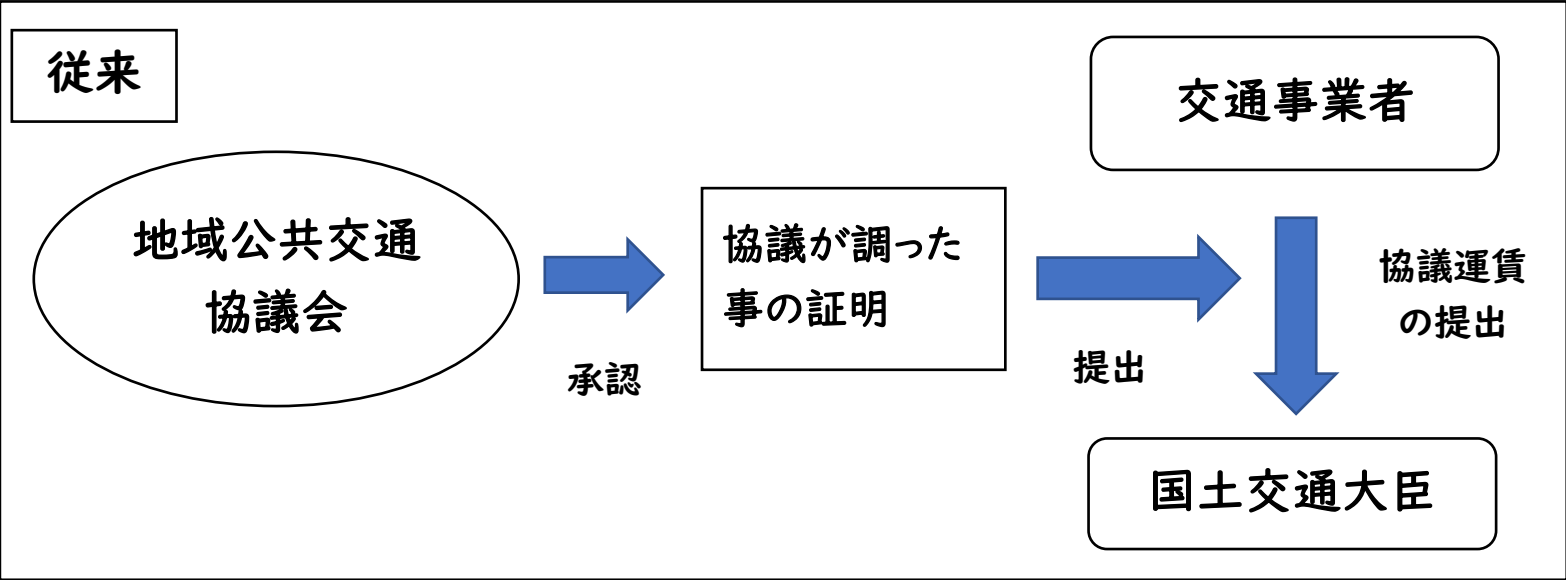
法改正前

- ①運賃変更事由発生
- ②ハ街市地域公共交通協議会で協議
- ③協議が調った証明書を作成
- ④事業者が国に認可申請
⇒許可、運賃改定実施

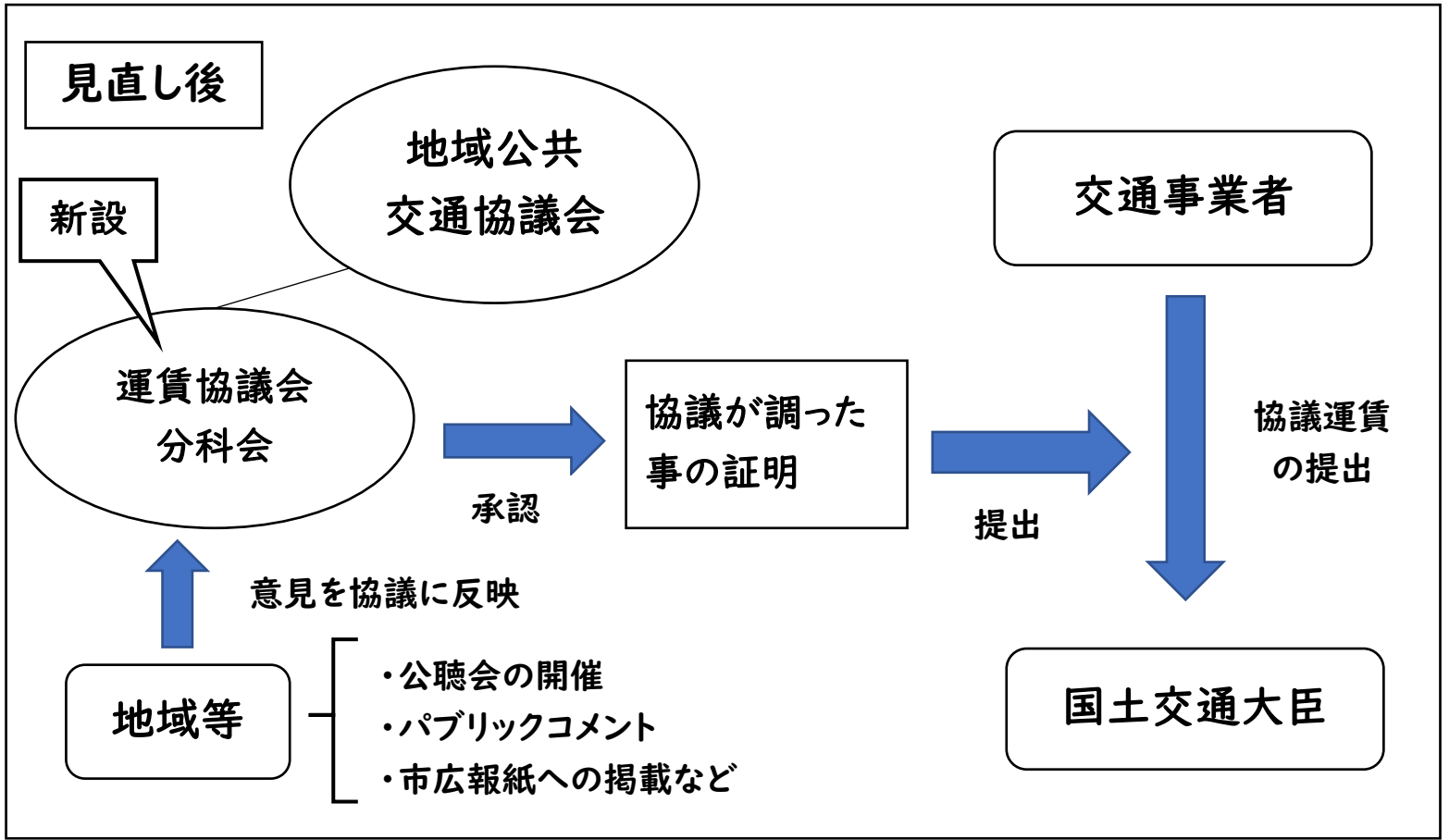


法改正後

- ①運賃変更事由発生
- ②運賃改定に対する意見を募集
(市広報紙、ホームページなど)
- ③②で得られた意見を参考に、運賃協議会で協議
- ④協議が調った証明書を作成
- ⑤事業者が国に認可申請
⇒許可、運賃改定実施



地域公共交通協議会に
運賃協議会分科会を新設



一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときとは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
 - ※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
 - ※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

- ・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ () 内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
 - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
 - ③自治会への説明会（住民、利用者）
 - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
 - ※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

(案)

八街市地域公共交通協議会運賃協議分科会規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第9条第4項の規定に基づき、同項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、八街市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 分科会は、規約第13条の規定に基づき、地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客運送の運賃等に関する事項を協議するものとする。

(委員)

第3条 分科会の委員は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 八街市長が指名する職員
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (4) 住民又は利用者を代表する者として市長が指名する者

2 分科会の委員は、独占禁止法に抵触しないよう、構成員を限定する。

(会長)

第4条 分科会に、会長を置き、前条第1号に掲げる者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 分科会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議

(案)

長の決するところによる。

- 4 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。
- 5 独占禁止法に抵触しないよう地域公共交通会議とは別に開催すること。
- 6 地域公共交通会議と連続して協議を行う場合は、地域公共交通協議の構成員を退室又は別室で行うこと。もしくは地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行うこと。
- 7 複数事業者の運賃を協議する場合には、1事業者毎に協議すること。
- 8 分科会の議案が緊急を要するもの及び、その他軽微な場合、又は会議を開催することが困難な場合は、書面により意見の聴取及び議決を行うことをもって分科会の会議に代えることができる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、運賃分科会の会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の報告)

第7条 会議において協議が整った事項について、会長はその協議結果を八街市地域公共交通協議会へ報告する。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、八街市総務部企画政策課において処理する。

(報償金及び費用弁償)

第9条 分科会の委員の報償金及び費用弁償は、規約第18条及び第19条の規定を準用する。ただし、交通会議と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

- 2 第6条の規定に基づき、分科会に出席した者の報酬及び費用弁償は前項に準ずるものとする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(案)

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表

(案)

関係条項	委員区分	委員
法第9条第4項第1号	市町村又は都道府県	八街市総務部長
法第9条第4項第2号	当該一般乗合旅客自動車運送事業者	バス事業者又は乗合タクシー事業者 ※協議対象によって異なる
法第9条第4項第3号	地方運輸支局長	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官
法第9条第4項第4号	市町村の長が住民の意見を代表する者として指名する者	八街市区長会